

## 株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

# 東亜石油株式会社

代表取締役社長 濱 元 節

## 第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第147回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いするとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地  
川崎日航ホテル 11階「橘」  
(末尾記載の株主総会会場案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第147期（自2019年1月1日至2020年3月31日）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人  
および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第147期（自2019年1月1日至2020年3月31日）  
計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- 
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.toaoil.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 2019年1月1日)  
(至 2020年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、米中貿易摩擦の長期化を背景とした世界経済の減速等の世界情勢に加え、天候不順や消費増税後の個人消費の落ち込みにより不透明な状況が続く中、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により急速に減速し、景気の先行きは極めて不確実性の高い状況となっております。石油業界においては、依然として需要の減少が続いている中、国際海事機関（IMO）の船舶燃料油の硫黄分の規制強化等、国際的な取り組みへの対応が求められています。

原油価格については、ドバイ原油で2019年初1バレルあたり55ドルから始まり、協調減産やイラン産原油の禁輸措置を背景に緩やかに価格が上昇し5月には70ドルとなりました。その後、一転して60ドル程度まで下降したものの、米軍無人機の撃墜を受けた米国とイランの緊張の高まりや、米国原油在庫の大幅な減少等から、2020年1月には再び66ドル近くまで上昇しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による経済活動の急速な減速の影響を受け、原油価格は2020年3月末には20ドル台まで急激に下落しました。

このような状況にあつて、石油事業・電気事業を経営の柱にしている当社グループは、石油事業においては、出光興産株式会社との受託精製契約のもとで受託精製を行い、また、電気事業においては、出光興産株式会社との受託発電契約ならびに東京電力エナジーパートナー株式会社との電力供給契約のもとで電力供給を行ってまいりました。

当社は、2019年12月24日に京浜製油所において、重質油熱分解装置内での火災事故を起こしました。当該事故につきましては、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

石油事業につきましては、2019年9月に定期修理工事のため装置の稼働を停止するまでの期間は概ね安定的に操業しました。一方、定期修理後の運転再開直後に発生した重質油熱分解装置の火災事故により、以降の期間は全装置を停止することとなり、原油・原料油の処理量は計画を31%下回る3,630千kLとなりました。

当連結会計年度は、定期修理工事期間中に合わせて、重質油熱分解装置の付加価値向上に向けた設備対応を実施したほか、環境対策を進める等各種改造工事を実施いたしました。

重質油熱分解装置の付加価値向上については、同装置への重質油の導入設備を最新型に更新したことに加え、これまで運転制約となっていた重質油熱分解の工程にて発生する副生ガスの温度上昇を抑えるために冷却能力を引き上げる対策を実施いたしました。環境対策については、フレアスタックを改造し、外部への不純物排出抑制を強化いたしました。

石油事業の売上高は29,368百万円、営業損失は167百万円となりました。

電気事業につきましては、石油事業と同様、2019年9月に定期点検工事のため発電設備を停止するまでの期間は概ね安定的に操業しましたが、京浜製油所の火災事故の影響により長期に渡り発電設備が停止したため、取引電力量は1,137百万kWhと計画を28%下回りました。

当連結会計年度は、定期点検工事に合わせて、ガスタービンを最新型に設備更新しました。これにより、高効率の電力供給が可能となりました。

電気事業の売上高は6,189百万円、営業損失215百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高34,596百万円、営業損失383百万円、経常損失400百万円、火災事故の復旧に要した復旧費用として特別損失1,972百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は1,421百万円となりました。

なお、当社は、2019年3月27日の第146回定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の12月31日から3月31日に変更いたしました。

これにより、当事業年度が2019年1月1日から2020年3月31日までの15ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

## (2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度中の増資、新規の長期借入等はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により先行きが見通せない状況にあります。石油業界においても、従来から続く構造的な国内製品需要減少に加え、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、国内だけでなく国外でも製品需要が急減しており、これまで以上に製油所相対競争力の確保が求められる環境にあるといえます。

当社グループは、2019年に発生させた重質油熱分解装置の火災事故により、株主や近隣の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を損ねることとなりました。さらに、長期間に渡る石油精製設備および発電設備の停止、設備の復旧工事により、多大な損失を発生させております。

また、経験に基づく技術と知識を持った熟練社員の多くが定年を迎え、引き継ぐ社員が急激に若返るといった大規模な世代交代の時期にあり、定期修理工事の周期延長による経験の機会の減少等、人材配置や技術伝承についての課題が顕在化しております。

当社グループは、安全・安定操業を確保するための基盤を再度整備し、ステークホルダーの皆様の信頼を回復することを最優先に、当社グループの強みである高い重質油分解装置能力とそれに連携した発電設備を有効に活用し、以下の四項目を課題として取り組むことで、首都圏へのエネルギー供給の一翼を担う石油精製・発電のエキスパートとして社会が求めるエネルギーを提供してまいります。

##### ① 人の育成と組織の活性化

当社は「求める人材像（自立・協働・挑戦）」を定義し、社員一人ひとりが心がけるべき行動の指針として明示しております。すべての社員が、「課題に向き合い、解決・克服することで成長する」ことを強く意識できる文化を醸成してまいります。

まずは、当社グループの根幹といえる安全・安定操業を確保するための基盤を改めて構築してまいります。急速に進む社員の平均年齢の低下による構造的な課題を踏まえ、人員配置や間接部門によるサポート体制の充実等に取り組むことで、組織の活性化に繋げてまいります。

##### ② 安全・安定操業とHSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保

当社はHSSEの確保を経営理念の第一に掲げております。事故を繰り返さないため、また、当社グループ社員が安全で働きがいがある職場とするために、これまで蓄積された当社グループの技術・ノウハウ・ノウハウを集結し、事故ゼロ・災害ゼロ・環境トラブルゼロならびに品質事故ゼロを目指してまいります。

技術伝承にあたっては、経験豊かな熟練社員が人材育成に万全の体制で従事できるように定年後の雇用制度の見直しを進めていくほか、若年層の経験不足を補うため体感教育として実習プラントや装置シミュレーター等を活用した教育訓練の充実を図ってまいります。

### ③ 収益の向上

競争が激化する環境において収益を拡大するためには、より低価格の原油・原料油の処理と灯油・軽油を中心とした価値の高い中間留分得率の増加による製品付加価値の向上に加え、安全・安定操業を前提としたコスト削減が必要となります。

国内経済の先行きが見通せない環境にあつては、設備投資による付加価値の向上だけでなく、日々オペレーショナル・エクセレンス※を追求することが重要となります。（※効率を高めることで競争上の優位性を構築し、運転技術等を徹底的に磨き上げること。）

当社の強みである重質油熱分解装置と同装置の副生ガスを用いた発電の連携を一層高めることで、付加価値の高いエネルギーを提供するとともに、優先順位を考慮したコスト管理の徹底を図ることで、収益の向上に繋げてまいります。

### ④ 内部統制の強化

ステークホルダーの皆様から信頼され共感していただけるよう、コンプライアンスを遵守し、倫理的に高いレベルの行動を実践してまいります。また、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、業務執行者に対する監督機能の強化等コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、企業価値を高めるための当社グループの取り組みに対して一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2016年度 第144期	2017年度 第145期	2018年度 第146期	2019年度 第147期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	30,557	29,979	30,760	34,596
経常利益 または経 常損失 (百万円)	3,318	3,147	4,169	△400
親会社株主 に帰属する 当期純利益 (百万円) または当期 純損失	2,315	2,472	2,775	△1,421
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (円)	186.11	198.77	223.11	△114.28
総資産 (百万円)	89,626	89,203	94,947	81,326
純資産 (百万円)	27,365	29,365	28,667	26,706

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除）で除して算出しております。
2. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益は当該株式併合が第144期期首に行われたと仮定し、算定しております。
3. 当連結会計年度は2019年3月27日の第146回定時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の12月31日から3月31日に変更したため、2019年1月1日から2020年3月31日までの15ヵ月となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は出光興産株式会社であり、同社は当社株式を6,234千株（出資比率50.1%）保有しております。

出光興産株式会社は、石油事業においては受託精製契約に基づき、当社が生産した石油製品を主に東日本において販売するとともに、電気事業においては受託発電契約に基づき、当社が発電した電力を販売しております。

また、当社の短期運転資金については、出光興産株式会社のグループファイナンスにより調達しております。

当社が親会社とこれらの取引をするに当たっては、市場価格等から算定した価格をもとに決定しております。また、当社と親会社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしています。取締役会での審議過程において、監査等委員は当社と支配株主との間の公平性が確保されるよう監視しています。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東亜テックス株式会社	40百万円	100%	当社の構内作業等の受託

## ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## ④ その他

技術援助等の提携を行っている主な相手先は、米国：ExxonMobil Catalysts and Licensing, LLC、日本：日揮ユニバーサル株式会社ならびに出光興産株式会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品（事業内容）
石油事業	出光興産株式会社との受託精製契約のもとで原油・原料油の受託精製事業を行っております。
電気事業	出光興産株式会社との受託発電契約、ならびに、東京電力エナジーパートナー株式会社との電力受給契約のもとで電力供給事業を行っております。

(注) 当社グループの事業内容から判断し、主要製品ではなく事業内容を記載しております。

## (8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
当社本社	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当社京浜製油所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当社水江発電所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号



(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油事業	450名	19名減
電気事業	30	3名減
合計	480	22名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり社外への出向者は含まず、受入出向者を含んでおります。
2. 従業員数は、臨時雇員（パートタイマー）年間平均雇用人数（8時間換算）14名を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
出光興産株式会社	25,400 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,439,986株（自己株式3,514株を除く。）
- (3) 株主数 4,347名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
出 光 興 産 株 式 会 社	6,234千株	50.1%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,593	12.8
C O R N W A L L M A S T E R L P	400	3.2
東京海上日動火災保険株式会社	218	1.8
MSIP CLIENT SECURITIES	199	1.6
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	188	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	142	1.1
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	136	1.1
三井住友海上火災保険株式会社	100	0.8
時 津 昭 彦	99	0.8

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（3,514株）を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
濱元 節	取締役社長（代表取締役）	
白木 郁	取締役副社長（代表取締役・人事総務・水江発電所担当）	
栢 昭彦	取締役（京浜製油所長）	
宍戸 康行	取締役（経理財務・経営企画・情報システム・環境安全担当）	
太田 義彦	取締役	出光興産株式会社 製造技術本部副本部長 (兼) 製造技術二部長
熊坂 真紀	取締役（監査等委員）	
木村 滋	取締役（監査等委員）	
中村 新	取締役（監査等委員）	弁護士
久保 恵一	取締役（監査等委員）	公認会計士

- (注) 1. 行動原則は社長が担当しております。また、監査倫理室は、社長の直轄となっております。
2. 取締役 木村 滋氏、中村 新氏および久保 恵一氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 木村 滋氏、中村 新氏および久保 恵一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、監査倫理室との密な連携を図るため、監査等委員の熊坂 真紀氏を常勤監査等委員に選定しています。

### (2) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	8名 （—）	95,670千円 （—）
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	4 （3）	50,700 (29,400)
合計	12	146,370

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額22,950千円は含まれておりません。
2. 上記取締役の支給人員・報酬等には、2019年3月27日開催の第146回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

3. 当社の社外役員が当社の親会社等ならびに親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありませんので記載を省略しております。
4. 株主総会決議による役員報酬限度額は、以下の通りです。  
取締役（監査等委員である取締役を除く）分：年額192百万円以内  
（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）  
監査等委員である取締役分：年額48百万円以内

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	木 村 滋	当事業年度において12回開催された取締役会に12回出席し、また、13回開催された監査等委員会に13回出席しました。主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する助言、適切な意見の表明がありました。
社外取締役	中 村 新	当事業年度において12回開催された取締役会に12回出席し、また、13回開催された監査等委員会に13回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。
社外取締役	久 保 恵 一	当事業年度において取締役就任後、10回開催された取締役会に、10回出席し、また、9回開催された監査等委員会に9回出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役5名（太田 義彦氏、熊坂 真紀氏、木村 滋氏、中村 新氏、久保 恵一氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員より、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会におきまして報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下の通り取締役会において決議しており、本内容に沿った整備を進めております。

当連結会計年度におきましては、個人および組織のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、社員研修ならびにWebラーニング等による教育を継続し、コンプライアンス意識やITセキュリティ意識の浸透・高揚に努めました。

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の法令順守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則および独占禁止法、公務員贈賄防止法その他主要な規制法令に関連する規程を定め、順守に向けた取り組みを徹底する。
- ② 取締役会は、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。また、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役（独立役員））を選任して監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る。
- ③ 監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）及び監査等委員会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役（監査等委員を除く）と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ④ 行動原則担当役員、コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置し、部門横断的な法令順守体制の確立と統括を図る。
- ⑤ HSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保に関する実施状況について、内部監査を実施するとともに各種外部監査により実施状況の検証を行う。
- ⑥ 監査部門である監査倫理室は代表取締役へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑦ 財務報告の適正性及び法令順守状況等について、各取締役（監査等委員を除く）および各部室長から、定期的に確認書等の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。

- ⑧ 従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題とを感じる場合に、これを相談できる内部通報制度（倫理ヘルプライン及び社外相談窓口）と代表取締役および行動原則担当取締役への直接相談制度（オープンドアポリシー）を設け、これを周知する。また、その運用にあつては通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止に努めることを規程に定める。
- ⑨ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の關係を持たず、これらの団体・個人への対応は人事総務部が所管し、警察などの外部機関と密接に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報セキュリティおよび情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、安全に保管・管理する。
- ③ 情報開示に関する規程を整備し、適時かつ適切に情報を開示する体制を構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）を定め、社長を委員長とするHSSE委員会のもとにHSSEに関する専門の委員会、部会を置いて全社的な活動をし、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- ② 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクについては、それらのリスクを特定・分析しその特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的はその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画ならびに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については取締役会が決定する。
- ② 取締役会・経営会議並びに各取締役（監査等委員を除く）の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- ③ 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会、経営会議並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- ④ 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

- ⑤ 経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するため、情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、業務の効率化を図る。

#### 5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社の行動原則、HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に係る「関係会社管理規程」にこれを定める。
- ③ 子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社の事前承認を必要とする。
- ④ 子会社の管理責任部署を定めたうえで、管理責任部署は子会社を取り巻く様々なリスクの特定および分析を行い、それらのリスクの特性に応じた対応策を子会社各社とともにマネジメントする。その状況については適宜、経営会議へ報告することで、グループ全体におけるリスクを統括する。
- ⑤ 監査倫理室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うと共に、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑥ 子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令順守等に係る諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、監査倫理室並びに監査等委員による業務監査によって、実施状況の検証を行う。
- ⑦ 子会社の従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題と感じる場合には、親会社である当社の内部通報制度（倫理ヘルプライン及び社外相談窓口）を利用できる。

#### 6. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 必要に応じ、監査等委員の職務を補助する従業員を配置する。
- ② 前項の従業員の人数、人選等については監査等委員との間で協議のうえ決定する。

#### 7. 前号の従業員の取締役（監査等委員を除く）からの独立性および監査等委員の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員の職務を補助する従業員は、監査等委員の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとする。



## 8. 取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査等委員に報告するものとする。
- ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
- ③ 当社監査等委員と子会社の監査役は定期的に情報交換会を開催し、当社グループ全体の監査の充実を図る。
- ④ 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員へ報告を行う。

## 9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係わる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。また、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査等委員会に送付する。
- ② 監査倫理室または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査等委員及び監査等委員会にも報告されるものとし、監査等委員、監査等委員会、及び監査倫理室は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、出光興産グループのエネルギー安定供給の一翼を担う石油精製会社であり、同グループ各社との連携を一層強化し、事業の持続的発展を図ります。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>24,400</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>48,394</b>
現金及び預金	513	買掛金	160
売掛金	2,227	短期借入金	25,400
たな卸資産	4,004	未払費用	4,434
立替揮発油税等	16,150	未払揮発油税等	14,682
その他	1,504	賞与引当金	535
		火災損失引当金	1,829
		資産除去債務	0
		その他	1,351
<b>固 定 資 産</b>	<b>56,926</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,225</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>50,774</b>	長期未払金	98
建物	1,414	特別修繕引当金	2,713
構築物	6,438	定期修繕引当金	965
機械及び装置	13,839	退職給付に係る負債	2,059
土地	20,035	資産除去債務	193
建設仮勘定	7,016	その他	195
その他	2,029		
<b>無形固定資産</b>	<b>449</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>54,619</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,702</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,173		百万円
退職給付に係る資産	104	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,922</b>
繰延税金資産	4,228	資本金	8,415
その他	195	資本剰余金	4,323
		利益剰余金	14,190
		自己株式	△ 5
		その他の包括利益累計額	△ 215
		その他有価証券評価差額金	78
		退職給付に係る調整累計額	△ 293
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,706</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>81,326</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>81,326</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2019年1月1日)  
(至 2020年3月31日)

	百万円	百万円
売上高		34,596
売上原価		33,655
売上総利益		941
販売費及び一般管理費		1,324
営業損失		383
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取賃貸料	126	
その他の	28	164
営業外費用		
支払利息	53	
有形固定資産処分損	78	
基地利用料	25	
その他の	23	181
経常損失		400
特別利益		
補助金収入	317	
受取保険金	36	354
特別損失		
火災損失	1,972	1,972
税金等調整前当期純損失		2,017
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△ 606	△ 595
当期純損失		1,421
親会社株主に帰属する当期純損失		1,421

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)  
(至 2020年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年1月1日残高	百万円 8,415	百万円 4,323	百万円 16,109	百万円 △ 5	百万円 28,842
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 497		△ 497
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△ 1,421		△ 1,421
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 1,919	△ 0	△ 1,919
2020年3月31日残高	8,415	4,323	14,190	△ 5	26,922

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年1月1日残高	百万円 98	百万円 △273	百万円 △174	百万円 28,667
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 497
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△ 1,421
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 19	△ 20	△ 40	△ 40
連結会計年度中の変動額合計	△ 19	△ 20	△ 40	△ 1,960
2020年3月31日残高	78	△ 293	△ 215	26,706

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

東亜テックス株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用しない関連会社の名称

扇島石油基地株式会社

#### ② 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (i) 有価証券

##### (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ii) たな卸資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (i) 有形固定資産

定額法を採用しております。

##### (ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社グループ利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### (i) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

#### (ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iii) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iv) 火災損失引当金

京浜製油所重質油熱分解装置で発生した火災による復旧費用を合理的に見積もり計上しております。なお、当社は損害に備えて保険を付しております。

#### (v) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (vi) 定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### (i) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### (ii) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

- (1) 税効果会計に係る会計基準の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
土 地	13,884	抵当権	揮発油税延納保証	9,607

- (2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 224,952百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,443,500	—	—	12,443,500

- (2) 剰余金の配当に関する事項

2019年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	497百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	40円
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年3月28日

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額	621百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月24日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に石油事業、及び電気事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は、短期的な預金等で運用し、短期的な運転資金は親会社からのグループファイナンス等により調達しております。

売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、短期的に決済される取引条件となっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 立替揮発油税等	16,150	16,150	—
② 短期借入金	(25,400)	(25,400)	—
③ 未払費用	(4,434)	(4,434)	—
④ 未払揮発油税等	(14,682)	(14,682)	—

(\*) 負債に記載されているものについては、( ) で示しております。

### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### ① 立替揮発油税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ② 短期借入金、③ 未払費用、並びに④ 未払揮発油税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,416.87円
1株当たり当期純損失	114.28円



## 7. その他の注記

### (1) 決算期変更に関する注記

当第147期より決算期を毎年12月31日から毎年3月末に変更しております。  
これに伴い、当連結会計年度は2019年1月1日から2020年3月31日までの  
15ヶ月間となっております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>23,929</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>48,389</b>
現金及び預金	40	買掛金	153
売掛金	2,223	短期借入金	25,400
原材料及び貯蔵品	4,004	未払金	286
前渡金	36	未払費用	4,490
前払費用	208	未払法人税等	19
関係会社短期貸付金	130	未払消費税等	978
未収入金	1,128	未払揮発油税等	14,682
立替揮発油税等	16,150	賞与引当金	507
その他の	6	火災損失引当金	1,829
		その他の	41
<b>固 定 資 産</b>	<b>57,151</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,141</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>50,728</b>	長期未払金	98
建物	1,413	退職給付引当金	1,975
構築物	6,438	特別修繕引当金	2,713
油槽	1,737	定期修繕引当金	965
機械及び装置	13,839	資産除去債務	193
車両運搬具	7	その他の	195
工具、器具及び備品	239		
土地	20,035	<b>負 債 合 計</b>	<b>54,531</b>
建設仮勘定	7,016		
<b>無形固定資産</b>	<b>446</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	440		百万円
その他の	5	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,470</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,976</b>	資本金	8,415
投資有価証券	673	資本剰余金	4,687
関係会社株式	540	資本準備金	4,687
長期前払費用	89	<b>利益剰余金</b>	<b>13,374</b>
前払年金費用	500	利益準備金	499
繰延税金資産	4,069	その他利益剰余金	12,874
その他の	104	固定資産圧縮積立金	733
		繰越利益剰余金	12,140
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 5</b>
		評価・換算差額等	78
		その他有価証券評価差額金	78
<b>資 産 合 計</b>	<b>81,080</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>26,549</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>81,080</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2019年1月1日)  
(至 2020年3月31日)

	百万円	百万円
売上高		34,506
売上原価		33,635
売上総利益		871
販売費及び一般管理費		1,275
営業損失		404
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取賃貸料	126	
その他	22	158
営業外費用		
支払利息	53	
有形固定資産処分損	77	
基地利用料	25	
その他	23	179
経常損失		425
特別利益		
補助金収入	317	
受取保険金	36	354
特別損失		
火災損失	1,972	1,972
税引前当期純損失		2,042
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	△ 609	△ 604
当期純損失		1,438

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)  
(至 2020年3月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 金 準備 金	資 本 剰 余 金 合 計	本 金 計	利 益 剰 余 金 準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
百万円	百万円	百万円	百万円	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	百万円	
2019年1月1日残高	8,415	4,687	4,687	499	668	14,142	15,310
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△ 497	△ 497
固定資産圧縮積立金の積立					188	△ 188	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 122	122	—
当期純損失(△)						△1,438	△1,438
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	65	△2,001	△1,935
2020年3月31日残高	8,415	4,687	4,687	499	733	12,140	13,374

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年1月1日残高	△ 5	28,407	98	98	28,505
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 497			△ 497
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当期純損失(△)		△ 1,438			△ 1,438
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			△ 19	△ 19	△ 19
事業年度中の変動額合計	△ 0	△ 1,936	△ 19	△ 19	△ 1,956
2020年3月31日残高	△ 5	26,470	78	78	26,549

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### (i) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ii) その他有価証券

時価のあるもの…当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② たな卸資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 火災損失引当金

京浜製油所重質油熱分解装置で発生した火災による復旧費用を合理的に見積もり計上しております。なお、当社は損害に備えて保険を付しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

⑥ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑦ 定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(1) 税効果会計に係る会計基準の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
土 地	13,884	抵当権	揮発油税延納保証	9,607

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

224,802百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権

18,446百万円

短期金銭債務

25,685百万円

長期金銭債務

98百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

31,503百万円

営業費用

2,969百万円

営業取引以外の取引高

258百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	3,222	292	0	3,514

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,896百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	155百万円
火災損失引当金	559百万円
特別修繕引当金	829百万円
退職給付引当金	451百万円
定期修繕引当金	295百万円
長期保守契約費用	227百万円
その他	191百万円
繰延税金資産 小計	<u>4,607百万円</u>
評価性引当額	<u>△134百万円</u>
繰延税金資産 計	<u>4,473百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30百万円
固定資産圧縮積立金	△331百万円
その他	△41百万円
繰延税金負債 計	<u>△403百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>4,069百万円</u>



## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
親会社	出光興産㈱	被所有 直接50.15%	石油精製受託 電力供給受託 電力受給 資金の借入	受託精製料(1)	18,590	売掛金	1,907
				受託発電料(2)	825	買掛金	153
				電力購買(3)	1,205	未払費用	29
				賃借料(4)	261	立替揮発油税等	16,150
				揮発油税等(5)	59,022	短期借入金	25,400
				資金の借入(6)	25,400		
				支払利息(6)	41		

### (2) 同一の親会社を持つ会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	昭和シェル石油㈱	—	石油精製受託 電力供給受託 電力受給 資金の借入	受託精製料(1)	10,701	売掛金	—
				受託発電料(2)	1,385	買掛金	—
				電力購買(3)	932	未払費用	—
				賃借料(4)	180	立替揮発油税等	—
				揮発油税等(5)	56,765	短期借入金	—
				資金の借入(6)	△9,700		
				支払利息(6)	12		

(注) 2019年7月1日に昭和シェル石油㈱の全事業を出光興産㈱に承継させる会社分割が行われ、親会社から親会社の子会社に種類が変更されております。上記の取引金額は会社分割前の期間の取引額を記載しており、取引条件及び取引条件の決定方針等は出光興産㈱と同様となっております。

### (3) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
関連会社	扇島石油基地㈱	所有 直接50%	資金の貸付	基地利用料(7)	23	未払費用	2
				資金の貸付(8)	△50	短期貸付金	130
				受取利息(8)	2	未収利息	—
				施設撤去費用(9)	1	長期未払金	98

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社と出光興産㈱とは石油精製の受委託契約を締結しており、受託料は市場価格等を勘案して協議し、合理的に決定しております。
- (2) 当社と出光興産㈱とは発電の受委託契約を締結しており、受託料は市場価格等を勘案して協議し、合理的に決定しております。
- (3) 当社は、出光興産㈱より東京電力エナジーパートナー㈱向けの電気を仕入れ、取引価格は発電用燃料費用を勘案の上、契約に基づいて決定しております。

- (4) 当社と出光興産㈱とは設備・土地を賃借する賃貸借契約を締結しており、賃借料は減価償却費及びその他経費等を勘案して年度協議により決定しております。
- (5) 立替揮発油税等については、当社より出荷し、出光興産㈱が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。  
なお、川崎南税務署への揮発油税及び地方揮発油税の納期限延長のために担保（15,297百万円）の提供を受けております。
- (6) 出光興産㈱の運営するCMS（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加して、資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (7) 当社は、出資比率に応じた設備の利用権を保有しており、利用料は租税公課及びその他経費等を勘案して年度協議により決定しております。
- (8) 貸付金に対する受取利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (9) 施設撤去費用の積算額に基づき、出資比率に応じて決定しております。

上記金額のうち、出光興産㈱の取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

扇島石油基地㈱の取引金額及び期末残高には消費税等を含まず表示しております。

## **8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	2,134.19円
1株当たり当期純損失	115.62円

## **9. その他の注記**

### (1) 決算期変更に関する注記

当第147期より決算期を毎年12月31日から毎年3月末に変更しております。

これに伴い、当事業年度は2019年1月1日から2020年3月31日までの15ヶ月間となっております。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 大 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 高島 稔 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜石油株式会社の2019年1月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

東亜石油株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 大 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高島 稔 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜石油株式会社2019年1月1日から2020年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2020年3月31日までの第147期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

東亜石油株式会社 監査等委員会

監査等委員 熊坂 真紀 (印)

監査等委員 木村 滋 (印)

監査等委員 中村 新 (印)

監査等委員 久保 恵一 (印)

(注) 監査等委員 木村 滋、中村 新及び久保 恵一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様に対し安定的に配当を継続することを基本方針としております。

当期は純損失を計上する結果となりましたが、継続的かつ安定的な配当を実施するという観点から、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金50円 総額621,999,300円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月24日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
 取締役全員（監査等委員である取締役を除く）（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	はら だ かずひさ 原田 和久 (1961年7月19日生)	1984年4月 出光興産株式会社入社 2008年7月 同社北海道製油所副所長 2011年4月 同社経営企画部構造改革統括マネージャー 2012年4月 同社経営企画部経営戦略室長 2014年4月 同社執行役員人事部長 2017年6月 同社上席執行役員人事部長 2018年6月 同社上席執行役員総務・人事担当（兼）人事部長 2019年4月 同社上席執行役員人事一部長 2020年4月 同社上席執行役員人事部長（現職）  (選任理由) 出光興産株式会社における経営企画部経営戦略室長、人事部長を歴任するなど豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、当社の取締役として適切に遂行していただけるものと判断しております。	0株
2	しら き かおる 白木 郁 (1958年3月24日生)	1981年4月 昭和石油株式会社入社 2002年6月 昭和シェル石油株式会社東京エリアサービスマネージャー 2005年4月 同社東北エリアマネージャー 2007年9月 同社関東支店長 2009年3月 同社執行役員 2011年3月 当社取締役 2016年3月 当社常務取締役 2019年3月 当社代表取締役副社長（現職）  (選任理由) 当社常務取締役、代表取締役副社長を歴任するなど豊富な業務経験と経営全般に関する知見をもとに当社の取締役として引き続き適切に遂行していただけるものと判断しております。	7,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	はし あき ひこ 栢 昭彦 (1960年12月14日生)	1984年4月 昭和石油株式会社入社 2009年4月 当社京浜製油所製造管理部副部長 2011年10月 当社京浜製油所管理部長 2016年3月 当社取締役京浜製油所長(現職)  (選任理由) 当社京浜製油所長を務めるなど豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに当社の取締役として引き続き適切に遂行していただけるものと判断しております。	2,400株
4	しし ど やす ゆき 宍戸 康行 (1967年1月23日生)	1992年4月 当社入社 2009年9月 当社経営企画室長 2016年3月 当社経営企画室長 兼 経理財務部長 2019年3月 当社取締役(現職)  (選任理由) 当社本社部門における経営企画・経理財務・環境安全部門などを統括するなど当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見をもとに当社の取締役として引き続き適切に遂行していただけるものと判断しております。	2,000株
5	まえ ざわ ひろ し 前澤 浩士 (1961年8月19日生)	1986年4月 出光興産株式会社入社 2010年7月 同社北海道製油所副所長 2014年4月 同社執行役員徳山事業所長 2016年7月 同社執行役員千葉工場長 2017年10月 同社執行役員千葉事業所長 2018年7月 同社上席執行役員千葉事業所長 2019年4月 同社上席執行役員製造技術本部長(兼)製造技術一部長 2019年5月 同社上席執行役員製造技術本部長(現職)  (選任理由) 出光興産株式会社における事業所長、製造本部長を歴任するなど豊富な業務経験をもとに実践的・多角的な視点から当社への助言をいただけると判断し、取締役の候補者となりました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1)取締役の氏名等」(11頁)に記載のとおりであります。
3. 各候補者の過去5年間および現在の当社親会社である出光興産株式会社における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者 前澤 浩士氏が取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	くま さか まさ のり 熊坂真紀  (1955年9月15日生)	2001年4月 当社入社 2007年1月 当社製造管理部副部長 2008年1月 当社環境安全部副部長 2009年9月 当社監査倫理室副室長 2012年10月 当社監査倫理室長兼環境安全室長 2015年10月 当社環境安全室長 2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現職）  (選任理由) 当社の環境安全室長・監査倫理室長等を務め、現在は監査等委員である常勤取締役を務めています。当社における豊富な業務経験と内部監査業務に関する知見を有しており、当社の事業発展に向けた監査機能を十分に発揮いただいているため、引き続き監査等委員である取締役の候補者としました。	1,700株
2	き むら しげる 木村 滋  (1948年2月18日生)	1971年7月 東京電力株式会社入社 2003年6月 同社取締役兼電力契約部長 2004年6月 同社執行役員兼販売営業本部副本部長 2005年6月 同社常務取締役兼販売営業本部副本部長 2007年6月 同社取締役副社長兼販売営業本部部長 2010年6月 同社取締役兼電気事業連合会副会長 2012年6月 電気事業連合会副会長 2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現職） 2019年6月 イーレックス株式会社社外取締役（現職）  (選任理由) 東京電力株式会社の取締役副社長、電気事業連合会副会長等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者としました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">なかむら あらた 中村 新</p> <p style="text-align: center;">(1968年5月19日生)</p>	<p>2003年10月 弁護士登録 2007年4月 東京弁護士会労働法制特別委員会委員（現職） 2007年7月 中村新法律事務所設立 2010年3月 当社監査役 2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>（選任理由） 過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として法令についての高度な能力・見識を有していることに加え、当社の社外取締役としてこれまで貢献していただいた実績などから、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者となりました。</p>	0株
4	<p style="text-align: center;">くぼ けいいち 久保 恵一</p> <p style="text-align: center;">(1953年11月13日生)</p>	<p>1976年4月 等松・青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1990年6月 監査法人トーマツパートナー 2007年6月 監査法人トーマツ経営会議メンバー 2009年4月 デロイトトーマツリスクサービス株式会社代表取締役社長 2012年4月 中央大学大学院国際会計研究科客員教授 2015年1月 公認会計士久保恵一事務所開設（現職） 2019年3月 当社取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>（選任理由） 公認会計士として財務・会計についての高度な能力・見識を有していることに加えて、コンサルティング等の豊富な業務経験を有しており、引き続き監査等委員である社外取締役の候補者となりました。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役の候補者 木村 滋氏、中村 新氏および久保恵一氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役の候補者 木村 滋氏、および中村 新氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって4年3ヶ月となります。
4. 監査等委員である取締役の候補者 久保 恵一氏は当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
5. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役の氏名等」(11頁)に記載のとおりであります。
6. 取締役候補者 熊坂 真紀氏、木村 滋氏、中村 新氏、および久保恵一氏と当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上





